

融資の利用資格について

- 原則、府内に事業所又は営業所を有する中小企業者等（下表）で、府内での事業実績が1年以上あること。ただし、以下の資金を除く。
 - ・事業実績6ヶ月以上：小規模企業おうえん資金（限度額500万円以内）、あんしん借換資金セーフティネット枠（無担保無保証人を除く）、一般資金、災害対策緊急資金、開業・経営継承支援資金（経営継承借換型）
 - ・事業実績を問わない：開業・経営継承支援資金（経営継承借換型を除く）
- 京都信用保証協会の保証対象業種であること。（例えば、金融業、農林漁業の一部、純享乐的風俗営業などは対象外）
- 府税の滞納がないこと。 ○手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと。
- 手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能となった場合、その日から6ヶ月以上経過していること。
- 保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。
- 保証協会の保証付き借入金の返済が滞りしていないこと及びその連帯保証人でないこと。

●中小企業者及び小規模企業者の範囲（中小企業者は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかの要件が該当していれば可）

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下 (注) 宿泊業、娯楽業は20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下	20人以下
特例	ゴム製品製造業（一部を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

対象要件等

制度名	対象要件	左記についての問い合わせ先（TEL）
あんしん借換資金	緊急枠 最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少又は最近3ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰し、経営状況が悪化借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれること	制度融資取扱金融機関
開業・経営継承支援資金	開業 商工会議所・商工会の経営支援 京都府又は京都市指定セミナー修了 京都府又は京都市指定インキュベート施設等入居 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定 京都信用保証協会の伴走支援	商工会議所・商工会 府中小企業総合支援課(075-366-4357) 制度融資取扱金融機関 京都信用保証協会創業サポートデスク(075-354-1020)
	経営継承 認定特定創業支援等事業による支援 都道府県知事の認定 京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援 京都府事業引継ぎ支援センターの支援 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定 京都信用保証協会による伴走支援	創業支援事業等計画の認定を受けた市町村 府ものづくり振興課(075-414-4851) 京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター(075-315-8897) 京都商工会議所 創業・事業継承推進課(075-353-7120) 制度融資取扱金融機関 京都信用保証協会事業継承サポートデスク(075-354-1018)
	文化産業振興資金 京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金の交付決定 京都・文化ベンチャーコンペティションの受賞 元気印の認定、「知恵の経営」の認証、経営革新の承認	府染織・工芸課(075-414-4856) 府文化芸術課(075-414-4219) 府ものづくり振興課(075-414-4851)
	一般資金 経営力向上 経営力向上計画について国の認定を受けること	府中小企業総合支援課(075-366-4357) 関係する国の出先機関
災害対策緊急資金	自然災害により被害を受け、市町村長の発行する「り災（被災）証明書」等を受けること	府中小企業総合支援課(075-366-4357)
雇用・環境経営促進金利優遇制度	非正規雇用労働者の正規雇用への転換 障害者を常用労働者として雇用 福利厚生施設等の労働環境の整備	府中小企業総合支援課(075-366-4357)
	障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備 基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者の認定 「京都わかもの自立応援企業」として認証 「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定	府人材確保・労働政策課(075-414-5085)
	「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランスの認証	京都ウィメンズスペース(075-744-6700)
	「O(おやじの)K(子育てに理解のある)企業」の認定	京都「おやじの会」連絡会事務局(075-251-0456)
	ISO14001認証取得	各審査登録機関
	KESの審査登録	KES環境機構(075-321-4767)
	エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定（チャレンジ登録除く） 府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者等で、環境配慮企業として知事の確認を受けること	府地球温暖化対策課(075-414-4708)
京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入	京都知恵産業創造の森(075-353-2303)	
保証料率優遇制度（応援隊割引）	商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21による事前支援及び事後支援を受けること(3年間)	商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21

京都信用保証協会について

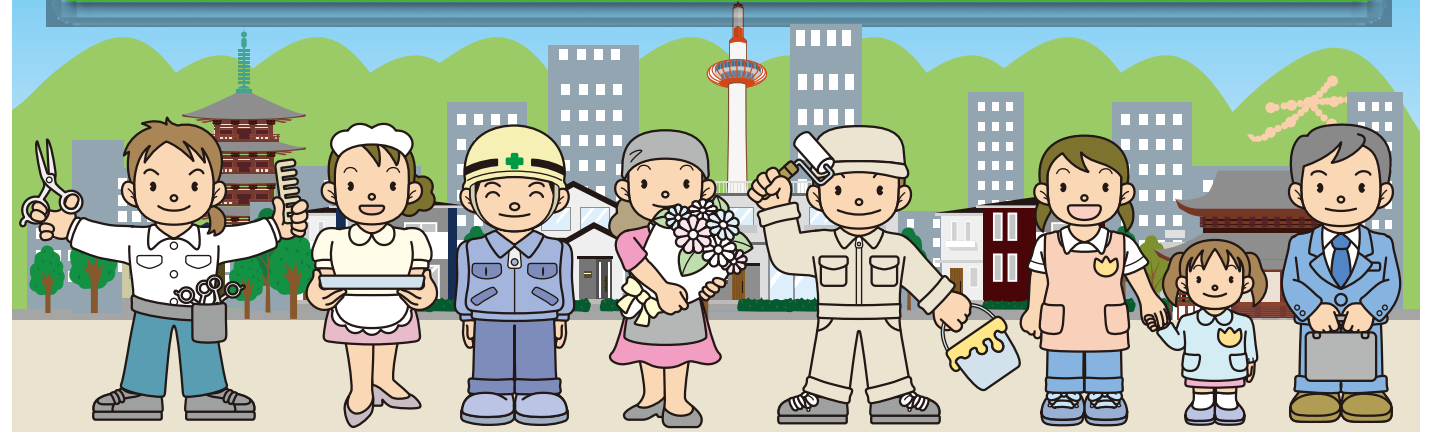
「京都信用保証協会」は、中小企業者や組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入を円滑化することを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。

●お問い合わせ先

本所…下京区四条通室町東入函谷鉦町78 (075)354-1011(代)	創業サポートデスク(075)354-1020	事業継承サポートデスク(075)354-1018
山城支所…宇治市大久保町上ノ山 (0774)43-8822	中丹支所…福知山市石原 (0773)27-6156	
南丹支所…亀岡市千代川町千原 (0771)22-1041	丹後支所…京丹後市大宮町周碓 (0772)68-0601	

平成31年度

京都府中小企業金融のしおり



～トピックス～

今年度の主な変更点

- ☆「開業・経営継承支援資金」がより御利用いただきやすくなりました。
 - ・「経営継承借換型」の創設
最長20年で現在の借入をまとめることで、円滑な事業承継が可能です。
 - ・「経営継承一般型」の対象者拡充
後継者の確保が困難なため事業承継に支障が生じている中小企業者を承継しようとする方も御利用いただけます。（従来は、代表者の死亡又は退任等の場合に限定）
 - ☆「雇用・環境経営促進金利優遇制度」*の対象者に以下の方も追加しました。
 - ・「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けた方
 - ・「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定を受けた方
 - ・「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証制度の認証を受けた企業
 - ・「O(おやじの)K(子育てに理解のある)企業」の認定を受けた企業
- *一般資金及び小規模企業おうえん資金（ステップアップ枠）の金利が年0.2%優遇されます。

～申込受付・相談窓口～

申込受付・相談窓口（取扱金融機関）

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| ・京都銀行 | ・南都銀行 | ・滋賀銀行 | ・関西みらい銀行 |
| ・福邦銀行 | ・京都信用金庫 | ・京都中央信用金庫 | ・京都北都信用金庫 |
| ・近畿産業信用組合 | ・京滋信用組合 | ・商工組合中央金庫 | |

※制度によっては、取扱金融機関が限定されるものがあります。

御相談については、以下に記載する機関の他、各商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも受け付けています。

・京都府産業支援センター	京都市下京区中堂寺南町134 (七本松通五条下ル)	(075)315-8660
・京都府山城広域振興局商工労働観光室	宇治市宇治若森7-6	(0774)21-2103
・京都府南丹広域振興局商工労働観光室	亀岡市荒塚町1丁目4-1	(0771)23-4438
・京都府中丹広域振興局商工労働観光室	舞鶴市字浜2020	(0773)62-2506
・京都府丹後広域振興局商工労働観光室	京丹後市峰山町丹波855	(0772)62-4304
・公益財団法人京都産業21北部支援センター	京丹後市峰山町荒山225	(0772)69-3675

※御利用に当たっては、金融機関及び京都信用保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。